

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 3 2 1
処分の種類	ダム操作規則の承認			
根拠法令条例等・条項	河川法 第47条第1項			
処分の概要	ダム操作規則の承認			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の前例が無い ため法令以外の基準の定めは、 困難である)			
基準の制定根拠	-			